

改正案	現行
<p>（小口の事業資金以外の事業資金の貸付けの対象）</p> <p>第八条 法第五十二条第三号に規定する政令で定める事業は、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九号）第二十一条第一号に規定する施設において分蜜糖を製造する事業とする。</p> <p>（業務を委託する金融機関）</p> <p>第九条 法第五十三条第一項に規定する政令で定める金融機関は、銀行、信用金庫及び信用協同組合とする。</p> <p>（毎事業年度において国庫等に納付すべき額の算定方法）</p> <p>第十条 法第五十四条第一項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号。以下「通則法」という。）第四十四条第一項ただし書の政令で定めるところにより計算した額（以下「毎事業年度において国庫等に納付すべき額」という。）は、同項に規定する残余の額に百分の九十を乗じて得た額とする。</p> <p>2 独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「基金」という。）は、毎事業年度において国庫等に納付すべき額を法第五十四条第一項の規定により読み替えて適用する通則法第四十四条第一項ただし書の規定により国庫及び基金に出資した地方公共団体に納付しようとするときは、当該毎事業年度において国庫等に納付すべき額を政府及び当該地方公共団体からの出資金の額に応じて按分するものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（納付金の納付の手續）</p> <p>第十一条 基金は、毎事業年度において国庫等に納付すべき額を生じた</p>	<p>（小口の事業資金以外の事業資金の貸付けの対象）</p> <p>第八条 法第五十条第三号に規定する政令で定める事業は、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九号）第二十一条第一号に規定する施設において分蜜糖を製造する事業とする。</p> <p>（業務を委託する金融機関）</p> <p>第九条 法第五十一条第一項に規定する政令で定める金融機関は、銀行、信用金庫及び信用協同組合とする。</p> <p>（毎事業年度において国庫等に納付すべき額の算定方法）</p> <p>第十条 法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号。以下「通則法」という。）第四十四条第一項ただし書の政令で定めるところにより計算した額（以下「毎事業年度において国庫等に納付すべき額」という。）は、同項に規定する残余の額に百分の九十を乗じて得た額とする。</p> <p>2 独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「基金」という。）は、毎事業年度において国庫等に納付すべき額を法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する通則法第四十四条第一項ただし書の規定により国庫及び基金に出資した地方公共団体に納付しようとするときは、当該毎事業年度において国庫等に納付すべき額を政府及び当該地方公共団体からの出資金の額に応じて按分するものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（納付金の納付の手續）</p> <p>第十一条 基金は、毎事業年度において国庫等に納付すべき額を生じた</p>

ときは、法第五十四条第一項の規定により読み替えて適用する通則法第四十四条第一項ただし書の規定により国庫及び基金に出資した地方公共団体に納付する金銭（以下「納付金」という。）の計算書に、当該事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを主務大臣及び基金に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

（奄美群島振興開発債券の発行の認可）

第二十三条 基金は、法第五十五条第一項の規定により奄美群島振興開発債券の発行の認可を受けようとするときは、奄美群島振興開発債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一〇五（略）

2（略）

附則

1〇6（略）

7 法附則第七項に規定する政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。

8 前項に規定する期間は、特別措置法第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第六項の規定による国の貸付金（以下「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。

9〇10（略）

11 法附則第十項に規定する政令で定める場合は、前項の規定により償

ときは、法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する通則法第四十四条第一項ただし書の規定により国庫及び基金に出資した地方公共団体に納付する金銭（以下「納付金」という。）の計算書に、当該事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを主務大臣及び基金に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

（奄美群島振興開発債券の発行の認可）

第二十三条 基金は、法第五十三条第一項の規定により奄美群島振興開発債券の発行の認可を受けようとするときは、奄美群島振興開発債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一〇五（略）

2（略）

附則

1〇6（略）

7 法附則第六項に規定する政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。

8 前項に規定する期間は、特別措置法第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第五項の規定による国の貸付金（以下「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。

9〇10（略）

11 法附則第九項に規定する政令で定める場合は、前項の規定により償

還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。